

日本馬術連盟常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本馬術連盟定款第16条第2項に規定する常勤役員に対する報酬について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員に対する報酬は、本俸、調整手当、通勤手当及び特別手当とする。

(本俸)

第3条 常勤役員の本俸月額、次の金額を上限とし理事会において決定する。

常務理事 809,000円

(調整手当)

第4条 調整手当は、東京都（特別区に限る）の地域に在勤する常勤の役員に支給する。

2. 調整手当の月額は本俸の月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当の支給は次のとおりとする。

(1) 最も経済的、かつ、合理的と認められる通常通勤の経路及び方法による運賃の額とし、支給方法は6ヶ月定期券の価格を基礎とし、半年毎に支給する。

(2) 最高限度額を6ヶ月30万円とする。

(本俸、調整手当及び通勤手当の支給方法)

第6条 本俸及び調整手当は、所得税法その他の税法による税金及び社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2. 本俸、調整手当及び通勤手当の支給日は、毎月16日（その日が休日にあつたときはその前日）とする。

(本俸、調整手当及び通勤手当の計算)

第7条 新たに常勤役員となつた者には、その日から本俸、調整手当及び通勤手当を支給し、常勤役員が退職したときは、その日まで本俸、調整手当及び通勤手当を支給する。

2. 常勤役員が死亡したときは、その月まで本俸、調整手当及び通勤手当を支給する。

3. 第1項の本俸、調整手当及び通勤手当の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(特別手当)

第8条 特別手当は、毎年2回以内において支給することがある。この場合には、第6条第1項を準用する。

2. 特別手当の額は、本俸及び調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の31を乗じて得た額並びに本俸及び調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、会長が定める支給割合を乗じて得た額とする。なお、支給対象期間に就任あるいは退任した常勤役員については、支給対象期間における出勤率を乗じた額とする。

(退任慰労金)

第9条 退任慰労金は別に定める。

附則

この内規は、平成14年3月12日から施行する。

附則

この規程は、平成14年6月25日から施行する。

(規程名称変更「内規」→「規程」及び第3条、第5条、第8条の改正)

附則

この規程は、平成16年7月15日から施行し、平成16年5月1日から適用する。

(第5条の改訂)

附則

この規程は、平成19年3月6日から施行し、平成19年2月23日から適用する。

(第3条の改訂)

附則

この規程は、平成19年7月18日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

(第8条2項の改訂)

附則

この規程は、平成21年6月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(第3条の改訂)